

会 議 の 経 過

委 員 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開会いたします。

開議（午前10時00分）

委 員 長（円子徳通君）

六戸町議会委員会条例第18条の規定により、出席要求をした者及び委任により出席した者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は、予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔をお願いいたします。また、答弁も簡潔をお願いいたします。

なお、発言される方はマイクのスイッチを入れてから発言されるようお願いいたします。

次に、予算特別委員会に付託されました議案第19号 平成26年度六戸町一般会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

それでは、議案第19号 平成26年度六戸町一般会計予算についてご説明いたします。

提出議案の97ページをお開きください。

まず第1条です。歳入歳出予算の総額ですが、50億円ちょうどで、これは前年当初比較7.6%の増となりました。款、項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

第2条、債務負担行為につきましては第2表、第3条の地方債につきましては第3表のと

おりであります。

第4条、一時借入金につきましては、最高額を12億円と定めるものであります。

続いて第5条です。歳出予算の流用につきましては、同一款内において、給料、職員手当及び共済費のみ流用することができるものと定めるものであります。

続きまして、歳入歳出予算の款項の内容について、99ページからの「第1表 歳入歳出予算」に基づきご説明いたします。なお、説明の中での増減率は平成25年度当初予算との比較であります。

最初に歳入から申し上げます。

まず1款町税は、前年比6.9%増の9億9,208万9,000円を計上。

2款地方譲与税から4款配当割交付金までは、それぞれ前年同額を計上いたしました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、25.0%増の10万円。

6款地方消費税交付金は、消費税率の税率改正を見込みまして、比69.3%増の1億2,700万円を計上いたしました。

7款ゴルフ場利用税交付金は、ここ数年の動向を考慮し、20%減の280万円を計上。

8款自動車取得税交付金及び9款地方特例交付金は、前年同額。

10款地方交付税は、前年比0.03%減の20億4,300万円を計上。

11款交通安全対策特別交付金については、前年同額。

12款分担金及び負担金については、保育料及び学童保育事業保護者負担金、各種検診の受診料などで、16.8%増の8,485万8,000円を計上。

13款使用料及び手数料については、住宅使用料、小松ヶ丘配水施設使用料の増等によって、7.4%増の5,027万4,000円を計上しております。

次に、14款国庫支出金と15款県支出金は主に歳出との関連において計上したもので、国庫支出金は臨時福祉給付金給付事業補助金の新規計上と子育て支援交付金の増などにより、21.6%増の5億8,424万7,000円、県支出金は0.6%増の3億9,212万7,000円を計上いたしました。

16款財産収入については、2.2%減の952万9,000円。

17款寄附金については、前年同額であります。

18款繰入金については、82.1%増の2億9,055万9,000円を計上。

19款繰越金については、前年度と同額の900万円を計上いたしました。

20款諸収入については、8.4%増の3,698万6,000円を計上。

21款町債については、各事業との関連におきまして、4.4%減の2億8,570万円を計上いたしました。

次に、歳入の構成割合ですが、自主財源が29.5%、これは前年度27.1%でした。依存財源は70.5%となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

102ページをお開きください。

人件費、物件費等経常経費を除いた主なものについて、款を追って説明を申し上げます。

まず1款議会費につきましても、議員共済会負担金の増などによりまして、2.6%増の8,636万6,000円を計上。

2款総務費については、9.0%増の7億8,979万6,000円を計上、その主なものといたしましては、1項総務管理費では、定住促進新築住宅建設補助及び若者定住支援事業補助、住宅太陽光発電システム導入支援事業の継続と町民バス車庫建設事業の新規計上のほか、内部管理経費を中心に6億5,374万円を計上。

2項徴税费では、税の賦課徴収のための内部事務経費を主なものといたしまして8,982万7,000円。

3項戸籍住民基本台帳費では、内部事務経費を主な内容として3,409万1,000円。

4項選挙費では、農業委員会委員選挙、県議会議員選挙の執行経費を主なものとして893万4,000円。

5項統計調査費では、指定統計費を主なものとして246万5,000円。

6項監査委員費では、73万9,000円を計上。

続く3款民生費につきましても、17.9%増の16億5,144万4,000円を計上いたしました。

その内容といたしまして、1項社会福祉費では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を新たに計上、国保会計への財政支援を含め、介護保険会計、後期高齢者会計に対する繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉、国民年金事務関係経費を計上、9億1,135万7,000円を計上となりました。

2項児童福祉費では、六戸児童館大規模改修工事及び保育所等整備事業補助金を新規計上、その他学童保育所運営委託料ほか保育所運営費、子ども医療費給付費、児童手当、ひとり親家庭等医療費などで7億4,008万7,000円を計上しております。

4款衛生費については、9.3%増の3億5,907万1,000円を計上し、その主なものとして、1項保健衛生費では、各種予防接種の公費負担所要額のほか母子衛生、十和田地区火葬場運

営費負担金、健康診査の所要額及び国保病院事業特別会計補助等を計上し、2億2,416万4,000円。

2項清掃費では、小松ヶ丘污水处理場施設機能診断及び実施設計費を新規計上、十和田地域広域事務組合及び十和田地区環境整備事務組合への負担金のほか、下水道整備区域外の浄化槽設置整備費補助金ほかを計上し、1億3,147万7,000円。

3項上水道費では、八戸圏域水道企業団に対する負担金343万円を計上しております。

5款労働費については、55.6%減の8万円を計上。

6款農林水産業費においては、11.8%増の2億7,505万5,000円を計上し、1項農業費では農業委員会費を初め、経営所得安定対策推進事業費補助、斑点米カメムシ防除対策事業費補助、にんにくウイルスフリー種子購入助成及び各種農業団体に対する補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金のほか、農地整備事業や集落基盤整備事業の所要額等を計上し、2億7,494万8,000円。

2項林業費では、昨年同額の10万7,000円を計上いたしました。

7款商工費につきましては、13.0%減の4,712万6,000円を計上し、六戸ブランド推進事業補助金を新規に計上したほか、商工事業者に対する制度融資枠の確保、町商工会、町観光協会、メイプルタウンフェスタ実行委員会、南部祭囃子大競演会、後継者対策支援事業に対する補助金を継続計上いたしました。

8款土木費については、15.1%減の5億4,873万4,000円を計上いたしました。

その主なものとして、1項土木管理費は、内部管理経費を主なものとして4,023万8,000円。

2項道路橋りょう費では、除雪費を含めた維持費所要額を計上し、また道路新設改良費として交付金事業の高見大曲線など、町単道路改良事業では、継続事業の早期完成を目指し2億3,683万8,000円を計上。

3項住宅費では、町営住宅の管理経費等で129万9,000円。

4項都市計画費は、各公園の維持管理経費及び下水道事業特別会計繰出金などを計上し、2億7,035万9,000円としております。

9款消防費については、18.6%増の2億7,340万7,000円を計上いたしました。

主なものでは、十和田地区広域事務組合負担金、消防ポンプ自動車更新事業のほか、消防団活動費及び防災対策費となっております。

10款教育費については、9.4%増の4億2,984万9,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、1項教育総務費で、教育委員会費、事務局費を計上いたしまして、8,367万9,000円。

2項小学校費では、学校管理費及び大曲小学校黒板改修工事ほかを計上し、4,721万1,000円。

3項中学校費では、学校管理費、七百中学校講堂防音事業改築実施設計業務ほかを計上し、5,554万2,000円。

4項社会教育費では、図書館便所改修工事、文化ホールほか各施設の管理運営費と社会教育活動や生涯学習活動推進経費を計上し、1億622万9,000円を計上。

5項保健体育費では、総合体育館屋根屋上防水補修工事及び総合運動公園、総合体育館、海洋センターなど体育施設の管理運営経費、各種大会開催経費、学校給食費ほかで1億3,718万8,000円。

災害復旧費につきましては、80.0%増の7万2,000円を計上。

12款公債費については、0.2%減の5億3,400万円を計上いたしました。

13款予備費には、前年度と同額の500万円を計上しております。

次に、性質別分類における歳出の構成ですが、構成割合の高い順から、繰出金17.4%、補助費等15.8%、扶助費15.5%、人件費14.9%、物件費14.6%、公債費10.7%、普通建設事業費10.1%の順となっております。

なお、目、節の詳細につきましては、事項別明細書のとおりとなっております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

議事進行上、事項別明細書の歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、歳入の1款から3款までの質疑を受けます。

ページ数は3ページから5ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

1款2項1目、それから固定資産税ですが、最近、宅地の部分で実勢価格と評価額の差が大分出てきている地区があると思うんですけども、中には、小松ヶ丘を見れば坪5,000円、多分あそこの評価額は3万円ぐらいすると思うんですけども、その実勢価格は6分の1と。

固定資産税の評価をどうするかといえば、時価をもって評価額とするということもあると思うんですが、時価をもってということは実勢価格です。実勢価格がそれだけ差があるということは、私たちもたまたま住民から聞かれるんですけども、余りにも評価額で売れない、極端に言いますと半分でも売れないという話を出てくるんですけども、来年評価額の見直しということであれば、今年から準備に入るわけですが、余りにも差がある場合、我々住民に対して評価額を正当に説明する場合、どのように説明すればいいか、税務課長にお聞きしたいと思います。

委員 長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

お答えいたします。

先日の事業説明の際に、固定資産税の3年ごとの評価替えということをご説明申し上げました。また、地価の下落の大きい箇所については、3年を待たずに途中の年度でも修正ができるということを説明いたしました。実際、もうここ10年以上地価の下落が続いております。六戸町においてはほぼ全域で、毎年度、宅地の下落修正を行ってきております。今、ご指摘の小松ヶ丘の宅地の評価につきましても、5年前の平成20年度の評価額と比べますと、平成25年度は半分程度になっております。3年ごとの見直しにおいても、また、毎年度の下落修正につきましても、専門の鑑定士が制度に基づき鑑定作業を行っており、特に3年ごとの評価に際しては、毎年度公表されております地価公示とか地価調査の価格の推移をベースとしまして、実際の売買実例価格や現地の環境変化などを詳細に調査・分析することに加えまして、近隣の市町村との比較等も加味しながら、適正な評価が実施されております。

ただいま質問の中で、実勢価格という言葉がありました。まさにその実勢価格とは適正な取引価格のことを指す言葉ではございます。しかし、実際の売買実例価格とはイコールになるものではございません。と申しますのは、実際の売買実例価格の中には、適正でない売買価格も含まれてまいります。例えば、売り急ぎ、逆の買い急ぎの場合とか、親族間の売買

取引の場合とか、いわゆる特殊事情といたしますか、いわくありといたしますか、そういういわゆる自然の自由競争による適正な取引とは性質が違う取引が出てまいります。これらのものは、その度合いにより、鑑定の際には削除されたり、あるいは一定の補正を加えて鑑定に加えられることとなります。

近年、小松ヶ丘における住宅業者等による宅地の取引価格は、鑑定士によりますと、適正な取引とは言いがたい事例がほとんどであるということでもあります。近隣の市町村の同じような住宅地と比較してみても、小松ヶ丘の住宅地としての環境を考えた場合に、一坪四、五千元を下回るような価格は適正であるとは言いがたいというのが、鑑定士さんの判断でございます。

26年度の鑑定作業では、地価の下落は続いておりますので、間違いなく見直しによる評価は下がることが予想されますが、今申し述べたように、売買実例価格についての取り扱いがあるということと、小松ヶ丘における売買実例価格にはそれが多いいいことをご理解いただきたいと思っております。

委員長（円子徳通君）

5番。

5番（下田敏美君）

今の税務課長の説明を聞いて、大変苦労しているということを理解できました。来年、多分、住民に縦覧させると言うんですけれども、住民の理解を得られるような説明を考えていたほうがいいと思います。私もけさ、再度、看板を見てきました。小松ヶ丘、5,000円、あのJAのスタンドありますね、あのちょっと下に行って5,000円ですよ。やっぱり、でも、税務課長が言ったとおり適正な価格ではまずないと思いますが。ですから、あくまでも住民に説明できるようなことを考えたほうがいいと思います。

それから、次の入湯税ですが、1款6項1目ですが、1,350万円、非常に大きな金額です。固定資産を見れば相当、数千万円に上ると言うんですが、やっぱり税金取るだけじゃなくて、後押し、確実的に後押しして町の観光PRあたりでも積極的にしたほうがいいと思いますけれども、町長、いかがでしょう。

委員長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際は、入湯税という部分は定められた中で納めていただいているわけですが、今、具体的内容というのはなくても、かつての旧渋沢邸であったり、そういうことにおいて、別途の形の中で、通常とは違う形の中で一応相談し合いながら、青森屋ですと、固有名詞を挙げますが、あそこだけですので、そこだからやるということではなくても、観光とかそれなりに役立つようにという気持ちを持ちながら対応しているつもりでございます。今、具体的に何をするとするのは持ち合わせておりませんが、考え方はそういうことで、この入湯税の分は頭の隅に置いて、考えているということでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

委 員 長（円子徳通君）

5 番。

5 番（下田敏美君）

まず、納税はあくまでも納得の上での納税だと思いますので、ひとつ税務課長、町長によりしくお願いして私の質問を終わります。

委 員 長（円子徳通君）

回答は求めますか。

よろしいですか。

5 番（下田敏美君）

はい、いいです。

委 員 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

5ページから6ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

6ページから7ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

7ページから8ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

8ページから15ページまでであります。

質疑ありませんか。

川村委員。

6 番（川村重光君）

9 ページの商工使用料のメイプルふれあいセンター使用料という項目ありますよね、45万3,000円。ここで、この使用料ということはもらう先があると思いますが、どちらのほうか、まずそれから伺ってから、使用先です。

委 員 長（円子徳通君）

産業課長。

（「名前をわかれば、名前」の声あり）

産業課長（山本晃広君）

これは使用料の町への歳入であります。

（「どこが納めるの」の声あり）

産業課長（山本晃広君）

産直の会のほうから入る使用料です。

（「産直の会から入ってくる45万」「そうですね」の声あり）

委 員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

川村委員。

6 番（川村重光君）

そうすれば、産直の会、株式会社でしたか、あそこは。組合ですか。

委 員 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

株式会社でございます。

（「株式会社」の声あり）

委員長（円子徳通君）

川村委員。

6 番（川村重光君）

一応は、商業活動ということ、個人的なことになりますよね、一応は。そこで、昨年も45万3,000円、使用料。ことしも45万3,000円。単純に考えますと、ことしは消費税が上がってくると。そこで、この値段でテナント料として六戸町としてはいいものかどうか。また1つ、結構経費もかかっていますよね、維持費が。そこで、どう考えたらいいんでしょう。町の持ち出しも結構多いわけですよ。その中に入っている財政とかそういう状況を町で把握しているのか。会社だとちょっとどこら辺か私わかりませんが、それで、このテナント料が適正なのかどうか、そこを伺いたいと思います。

委員長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

産直の会、町が運営委託して道の駅として、しているんですけども、研修室とかそういったところもまず使用料ということで徴収いただいているものなんですけれども、そのほかに、町が当然光熱水費とか負担しているんですけども、ただ、電気、ガス、水道、そちらの会のほうで使用した分については、例えば50%とか60%とか70%の割合で、それぞれ負担をいただいております。ですから、向こう側が多く使えば使うほど多く取っているものもございます。この45万3,000円については、例年の実績に基づいて、かなり減免されている部屋が結構多いんですね、そういう団体が使用するに当たってですね。ですから、使え

ば使うほど多く負担いただくのは主に光熱水費のほうで、毎年ふえてきております。ですから、それ相当の応分の負担をいただいているものと理解しております。

委員 長（円子徳通君）

川村委員は3回質問終わっていますので。

（「もう一つだけ」「しゃべらせろ」「財務状況はどうなっていますか」「いいんだ、いいんだ」の声あり）

委員 長（円子徳通君）

川村委員、委員長を通じて言ってください。

産業課長、つけ加えるのがあれば。

（「理解していましたか」の声あり）

委員 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

年に1回の総会資料等で、私ども内容を把握しています。

委員 長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

12番。

12番（苫米地繁雄君）

ページは8ページ、13款使用料及び手数料の1項の1目、総務使用料の中に、町民バス使用料300万円とございますが、本来はスクールバスから収入が上がるということは考えられないわけですが、うちの六戸の場合は中学生からの収入を得ているわけでございます。その区分がされていないのは、ここに出てくるのが本当じゃないかと思うんですけれども、

区分がされていないと思うんですが。この町民バスの使用料の中に、それが含まれているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

一緒の計上という形になっております。

委員長（円子徳通君）

12番。

12番（苦米地繁雄君）

これは区分されないものですか。されないとすればその理由をお願いします。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、中学生のというお話でございますが、中学生という分野は通常乗車する人という捉え方ございまして、小学生の場合はスクールバスという対応でやっております。それから、中学生は、先般の一般質問等の中にもありましたが、お金を取るのかということでございますが、一応半額ということになってございまして、一般人は100円、中学生は50円というふうです。これもまた小学生が仮に通常の町民バスに乗った場合は、乗った場合というのは、通学以外にですね、その場合にも50円。そういうふうには、通常の乗車という形に中学生はなっているということでございまして、中学生の対応のスクールバスという意味合いにはなっていないということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

一部、中学生が悪天候や冬期間等に利用しております。その際の料金については、この300万円の中に入っております。

委員長（円子徳通君）

12番。

12番（苫米地繁雄君）

私は、そうすると、大変な勘違いをしておりました。きのうの一般質問の中で、中学生と小学生と一緒に乗せて学校へ送迎しているのかなと思って聞いていたんですよ。ですから、5台が全部中学校の生徒、もうあふれちゃうんだというような話だったものですから、恐らく今チケットを買って乗っている学生も小学校の生徒も、みんな座れる状態で送迎されているんだなと思ったので、今聞いてみたわけですが。また、町民バスの関係が出てきますので、そのときにまたお伺いしたいと思いますが、今、そういうことで聞いてみました。全然別だということですね。わかりました。

委員長（円子徳通君）

回答は求めますか。

よろしいですか。

12番（苫米地繁雄君）

いいです。

委員長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

15ページから16ページまででございます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ページ数は、15ページから16ページまでです。

質疑なしと認めます。

次に、19款から21款までの質疑を受けます。

17ページから20ページまでであります。

質疑ありませんか。

10番、山本委員。

10番(山本 実君)

19ページの20款諸収入について。説明のところに太陽光発電売電料20万円とありますが、この20万円を算出……。

(「2万円」の声あり)

10番(山本 実君)

2万円とありますが、売電料が2万円ということであると思うんですけども、これは大曲小学校に設置をされているパネルから売電料として2万円ですよというふうなことだと思うんですが、これは何キロ発電の太陽光発電のものなのか。それから、年間の発電の合計が何キロになっているのか。今、キロ当たり売電は37円とか8円とかというふうに言われているわけでありましてけれども、それを掛け算いたしますと、少し安いのではないのかなという感じがしているんですけども、この辺のところを詳細にお聞かせ願いたいと思います。

委員長(円子徳通君)

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ただいまの太陽光発電の売電料ということでございます。これは、大曲小学校のグラウンドに設置している発電量10キロの太陽光パネルに伴います収入でございます。こちらにつきましては、今の42円とか37円とかという単価ではございません。キロ2円数十銭、3円弱、その程度の金額。売電のみということで、もう十数年使っていることになると思います。そうでございます。以上です。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

10 番（山本 実君）

ちょっと待って。

委員長（円子徳通君）

10番、山本委員。

10 番（山本 実君）

それはそうすると、今の売電金額は適用にならないわけですか。ならないわけ。

その合計がまず発電した分にその2円掛け算すると、この2万円という金額が出てくるわけ。変更できないわけ。

（「できないです」の声あり）

10 番（山本 実君）

そうですか。

委員長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ただいまのご質問でございますが、当時の契約はそのまま継続されておまして、今の太陽光の補助につきましては、あくまでも24年度、25年度については、新規の場合は今の単価ということになります。営業用とまた民生用で若干単価が違いますけれども、契約時点の単価がそのまま継続されるということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（円子徳通君）

10番、山本委員。

10番（山本 実君）

わかりました。勉強不足でございました。あとは河野先生が質問します。

委員長（円子徳通君）

7番、河野委員。

7番（河野 豊君）

今の、継続質問になりますけれども、実を言うと、10キロワット以上は何年からですか、3年ぐらい前からか、全量売電が可能ですよね。その容量の大きさというのはいわゆる10キロワット以上。なので、正直なところを申し上げますと、考え方によりますけれども、やっぱり切りかえるべきだと思うんですね。そうすることによって、全量売電ですから、この2万円とかそういう金額には当たらない、もっと大きい金額が発電できるはずなんですね。ですから、そういう発想はあってしかるべきだと思うんですねけれども、その対応はどうですか。

委員長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

当時、太陽光パネル発電装置一式設置した際に、NEDOというところから補助金をいた

だいております。その補助金の関係で、そういう切りかえができないということになっておりますので、よろしくをお願いします。

7 番（河野 豊君）

わかりました。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

7 番（河野 豊君）

よろしいです。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

最初に1款と2款の質疑を受けます。

21ページから37ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、下田委員。

5 番（下田敏美君）

28ページ、2-1-7-19、県ITER誘致推進会議なんですけれども、まだ存在しているんでしょうか。

委員長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ここ、まだ存在しております。

委員長（円子徳通君）

5番。

5番（下田敏美君）

我々、住民にとっては、全く姿、形が見えてこないんですが、そろそろ終わりの時期だと思うんですけども。

委員長（円子徳通君）

これは誰か。

町長。

町長（吉田 豊君）

姿、形が見えないという捉え方は、本当に私も感じます。しかし、フランス、カダラッシュというところがメインで決まりました。ただし、関連の中での、このITERにかかわる資材といいますか、そういう材料的な意味合いは日本の技術も必要であると。その研究機関等が六ヶ所を含めこちらのほうに配置されていて、直接六戸町にはないんでありますが、そういうことはまだ継続されながらありますので、このようにまだ現在も推進という、ITER推進ということで、協議から存続しているというふうに捉えております。直接、以前のような誘致活動とか、そういう具体的な動きは私も出席して感じ取ってはおりませんので、委員がおっしゃるとおり、下田委員がおっしゃるとおりだなというふうに捉えております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

5 番（下田敏美君）

はい。

委員長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

10番、山本委員。

10 番（山本 実君）

30ページの9目町民バス運行費の15節と18節についてお尋ねいたします。

町民バス車庫建設費工事ほか1億円という説明であります。どのぐらいの規模なのか、詳細に説明いただきたいと思います。

それから、18節の備品購入費に小型バスほか1,042万2,000円とありますけれども、この小型バスほかというようなものは、小型バスが幾らでそのほかは何なのか。そこの小型バスにつきましては、先般の説明の中に青い森鉄道への乗り入れというふうなお話でしたが、それに使用するバスだというふうに思いますけれども、そうであれば、その辺のところも説明いただきたいと思います。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

町民バスの車庫の規模につきましては、先日の委員会のほうでもご説明いたしましたけれども、鉄骨づくりの平屋建て、470平方メートルということで、町民バス10台が収納できる大きさ、それから、運転手の控室とトイレを備えたもの。そのトイレにつきましては、野球場を使用される方も使用できるようなものを兼ねたものということで考えております。

それから、マイクロバスにつきましては、マイクロバスですから定員が30人以下の部分になりますけれども、そのバスと、それからこの車庫に備えつけるための、先ほどの備品購入費のところですね、備えつける洗車機とかその辺を含めた形の金額となっております。

以上でございます。

(「このマイクロバスは、青い森鉄道さ乗り入れるためのバスだと」の
声あり)

委 員 長 (円子徳通君)

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

今、現在、バスを8台所有しておりますけれども、どのバスを回すかというのはこれからの検討になりますけれども、今、購入しているのがそのまま行くというわけではございません。

以上です。

委 員 長 (円子徳通君)

10番、山本委員。

10 番 (山本 実君)

その青い森鉄道に乗り入れをするバス、このバスであるか、それはどうかわからないということはわかりました。市町村をまたいで隣の市に行くわけでありますから、その辺のところの取り決めというんですかね、そういうふうなものもあると思うんですけれども。例えば、乗り入れをして、乗車した方をそこへ届けて下車させる。そうすると、そこからもまた乗せて六戸町のほうに入ってこれるわけですか。六戸の町民だけじゃなくて、利用する方は。それを利用して町のほうにも入ってこられるわけですか。

委 員 長 (円子徳通君)

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

そのように乗り入れできるように今のところは考えております。

委員長（円子徳通君）

3回目の質問をお願いいたします。

10番（山本 実君）

そうしますと、自由に乗り入れしたバスにおいては、町を越えてそちらに行くわけでありますから、六戸の人じゃなくても、そのバスを利用する場合には自由に、100円だと思うんですが、その100円の料金をお支払いすれば、自由に六戸に入ってきたり出て行ったりすることができるという判断なわけですね。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、ご質問のとおりでございます。実際、六戸町の中で、現在、私どもの近くのところなんですけど、おいらせ町さんの町民バスが走っておりまして、そちらのほう、すぐ同じ道路のところを走っておるものですから、六戸の町民の方がそれに乗ってジャスコのほうに行かれるとか、そういうふうになっておりますので、三沢の件も市長さんともお話ししておりますが、もちろん向こうの方々がもし用を足せるのであれば、ご利用していただければよろしいのかなと思っておりますので、ここの町民じゃなきゃだめということではございません。

以上です。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

1番、杉山委員。

1番（杉山茂夫君）

26ページ、2款総務費、1項総務管理費の、この1節の中に区長報酬370万円とございます。前年度350万円とかというふうになっていました。この区長報酬というのはどういう算定でされるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。つまり、いわゆる町内会であります。町内会のエリアに、例えば何世帯とかあると、町内会に入っている入っていないにかかわら

ず、世帯1軒につき幾らとか、何かそういう形で算定されるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

区長報酬の算定のことなんですが、1町内会当たり幾ら、それから町内会に加盟している世帯数1戸当たり幾らというその合計額を計算して、報酬として支払いしています。ですから、未加入の、町内会に加入されていない世帯についての加算というのはございません。

委員長（円子徳通君）

1番。

1番（杉山茂夫君）

ということは、町内会の会員の世帯数で算定するということですね。基本は1町内会幾ら、それにプラス町内会加入の世帯数。ということは、例えば、はっきり言いますと、区長の仕事は、その地域の町内会の世帯に対しての仕事というふうに理解してよろしいのでしょうか。また、逆に言いますと、例えば、他市町村であれば、いわゆる町の、地域における行政とのつながりを持つ行政連絡員ということでよく手当をいただいたりする他市町村もあります。その場合には、町内会に入っている入っていないにかかわらず、その地域の部分という発想もあるやに聞いておりますし、その辺のところははっきりしていないものですから、六戸町の区長というのは、町内会の世帯に対して、町とのいわゆる行政連絡をするということに限定した仕事ということで理解していいのかどうか、そこを聞きたい。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

町内会、区長として、それから行政連絡員としてお願いはしてありますけれども、通常の

文書については町内会の加入者の方に配付していただくと、町内会の方に限定するんですが、文書の内容によっては、どうしてもそれ以外の方にもお知らせしなければならないとか、そういう文書もございますので、そのときは特別にまたお願いしているような場面もございますので、はっきりいった形で町内会の会員という形を超えた部分も受けているところもあります。

以上であります。

委員長（円子徳通君）

1 番。3 回目の質問を許します。

1 番（杉山茂夫君）

そうしますと、基本的には町内会の会員に対して区長手当、ただ、いわゆる行政、役場のいろんな形の仕事の部分でたまにそういうお手伝いもしていただくことがあるというふうに理解していいわけですね、じゃ。

（「はい」の声あり）

1 番（杉山茂夫君）

わかりました。

委員長（円子徳通君）

答弁を求めますか。

1 番（杉山茂夫君）

いいえ。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

1 番（杉山茂夫君）

はい。確認でした。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

2番、附田委員。

2番（附田輝雄君）

30ページですけれども、15節、先ほどの山本委員の続きというか付随になりますけれども、町営バスの車庫の建設工事があります。470平米というそれなりの規模になるわけですが、もしできた後の、その周辺の現在の駐車場とか今のトイレの前の駐車場、その辺の整備というのもこれに入っているわけですか。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

お答えします。

野球場にかかわる部分の駐車スペース、その舗装については、この予算の中には現在見ておりません。見ているのは、車庫の前のバスがUターンするための舗装とか、乗り入れするための側溝の取り付け部分の改修とか、その部分しか入っていませんので、今、利用者が使っている駐車場スペースとか、あの辺の分についての舗装整備については、この予算の中には入っておりません。

以上でございます。

委員長（円子徳通君）

2番、附田委員。

2番（附田輝雄君）

完全な舗装という、そういう要望じゃなくて、平らにして砂利でも、そういうのは今の予算には入っていないということですよ。車庫の前のほうの舗装はするということ。それ

でよろしいですか。

委 員 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

舗装は、先ほど言いましたようにバスのUターン用に舗装はするんですが、それ以外の碎石が敷いてある部分については、それに倣って敷きならしはしたいなと思っています。

委 員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

2 番（附田輝雄君）

はい、よろしいです。

委 員 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に3款と4款の質疑を受けます。

38ページから51ページまでであります。

質疑ありませんか。

7番、河野委員。

7 番（河野 豊君）

44ページ、3款2項の15節の工事請負費なんですけれども、六戸町児童館大規模改修ということなんですけれども、工事のやり方なんですけれども、実際は、児童館は今使っているわ

けですよね。その子供たちを見ながら工事をするものなのか、それともどこかに一時退避してもらってやるものなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、その下に監視カメラ等設置工事とありますけれども、どういう目的でどこに設置するのか、そこを詳しくご説明お願いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

それではお答え申し上げます。

ただいまのご質問で、六戸児童館の大規模改修工事の取り組みということなんでございますけれども、特別、子供たちを移動させたり別のところでやるということではなくて、その部屋ごと工事を行っていくということで、現実、安全に配慮した中で危険のないように、児童館を開設した状況の中で工事のほうを進める予定でございます。

それから、もう1点でございます。監視カメラの設置工事でございますけれども、これは現在、大曲小学校の学童保育と、それから、その隣に今、六戸町での町民課の出張所がございます。出張所につきましても、現在、職員がお一人で対応しているということもございまずので、現段階では男性の職員が行かれていますけれども、この対応についても女子が行く場合も想定されますし、当然お一人で勤務をしているということは、どういう危険があるかというふうなことも想定されますので、まず、そこ1カ所と、それから、児童館の中ですね、出入りのところなんですけれども、そこへ現在、報道でもよくされていますけれども、不審者のそういう方々の進入を防ぐということでございますので、そういう安全対策を考えた2カ所に設置する予定でございます。

以上です。

委員長（円子徳通君）

7番、河野委員。

7番（河野 豊君）

まず最初に、児童館の大規模改修のほうなんですけれども、1室ずつですか、仕事をやっ

ていきますということになりますけれども、子供たちも小さいという関係上、非常に、考えただけでも困難な仕事だと思います、正直言って。その分の、要ははっきり言うと手当ですか、要は割り増しだとか、そういったところも考慮しているのかどうかというのをまず1つ聞きたいと思います。

それから、監視カメラにつきましては、非常にいいことだと思います。これから、世の中、いろんな事件、事故が発生していますけれども、解決の糸口の大きな役割を担っているのは、やっぱり監視カメラだと思います。それにおきましては、これからも積極的な考えのもとにやっていったほうがよろしいかと思うし、プロの方たちのそういう安心・安全面を与えるためにも、積極的な設置が求められてくると思います。ですから、町としても、町長にもぜひお願いしたいんですけれども、こういうことをやっぱり積極的に推し進めていただきたい。1つ言えば、この庁舎内にも、本当は出入り口だとかそういうところにもある程度は必要なのかなと思ったりもします。いつ何どき、何があるかわからないし、南のほうでは、ガソリンを持ってきていきなり火をつけて火災が出たという例もあってますので、そういうときにその犯人追及の手だてとしては非常に有効な手段だと思いますので、ぜひこれからも前向きに検討していただきたいと思います。児童館のだけ回答をいただければ結構です。

委員長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

それではお答えを申し上げます。

手当の割り増しについてはございません。保育児童につきましては、移動しながら学童保育のほうをやるということになりますので、ご理解よろしく申し上げます。

委員長（円子徳通君）

3回目の質問を許します。

7番、河野委員。

7番（河野 豊君）

大規模改修に対しては割り増しはないということでありまして、普通に考えても、

普通の新築の工事をやるとか、そういう状況とは全く違うんですね、正直言って。そういうところをきちんとある程度見てあげないと、どうしても施工する、施工を見た上で入札するから、入札した後にああでもないこうでもないというのは言えないというのはもちろんわかります。ただし、本当にそれでいいんでしょうかという疑問、疑念がやっぱり生じますよね。例えば、皆さんにも、こういう状況でどうだと言われても、いやそれ、ちょっと普通よりかかるんじゃないですかという感覚をお持ちになるのが普通だと思うんですね。それを普通の積算でやっていますよという考え方の根拠がどこから出てくるのか、正直言ってわからない。そこをもっと、もう少し、3回目ですから、詳しくご説明ください。

委員 長（円子徳通君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

ただいまの河野委員さんのご指摘ももっともだと思います。通常、土木工事あるいは建築工事に携わっている者にしますと、当然、作業効率が悪いんだと。それをどういう形で設計に反映するか、ある意味では金額で反映される場合、あるいは工事の期間、そういうふうなものをもっと長くにとって反映する場合と、2通りの考え方があると思いますが、一般的には金額を割り増しするということが一般的だと思います。ただ、私も、これを補助金の交付申請の前段階で、本当に小さい子供たちを児童館を開設したままでできるのかな、安全面で大丈夫ということは再三担当のほうとも打ち合わせをしたんですが、経過としてはそれでやりましょうということで、まだ具体的な積算の中身で割り増しされているのか、あるいは諸経費の中で考慮すべきものなのか、その辺は発注までにもう少し検討していきたいと、そういうふうに思っております。

委員 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

12番。

1 2 番（苫米地繁雄君）

こんなので時間をとらせるのは大変申しわけないんですけども、40ページ民生費、3款

1項、1目の28節、一般会計から特別会計に出してやるには繰出金となっているんですが、これが当たり前だと私は思ってきたんですが、49ページの衛生費、4款1項7目の19節、国民病院の事業特別会計に補助金として出ているわけですがけれども、この辺の使い方を教えていただきたい。

それから、44ページの3款2項1目の19節、保育所等の整備事業1億75万2,000円。これは保育所の新設だと思いますけれども、その事業者が決まっているのか、また、場所がどこになるか決まっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

最初のご質問でございます。

49ページの病院については、補助金を出している理由ということでございますが、病院の制度としまして、本来、公営企業という扱いになります。それについては、基本的に繰出金ではなくて補助金で扱ってくださいという注則みたいなのがございまして、それに基づいてやっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（円子徳通君）

福祉課長、いいですか。

福祉課長（川村政則君）

はい。

それではお答え申し上げます。

保育所等の整備事業でございます。今、六戸町の町外への保育園のほうに通園されている方々が約90名、それからその中で小松ヶ丘地区においては約60名ということで、町外におきましては、小松ヶ丘地区が突出した数字でございます。今現在、この工事につきましては、私ども、小松ヶ丘地区に1カ所整備するという予定でございまして、現段階で今、2業者というか、その申し込みが町のほうに要望されております。その中におきまして、選考会を開

催しまして、県のほうには1業者を推薦してやるという形でございます。その結果につきましては議会終了後にご回答しますということで、それぞれの2業者のほうにはご連絡申し上げます。

以上です。

(「わかりました」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ほかにごございませんか。

4番、高坂委員。

4番(高坂茂君)

3点ほどですね。39ページ、3款民生費の社会福祉費、その19節、下のほうです。臨時給付金とあります、福祉給付、この中身について。

それから、45ページ、民生費の2項児童福祉費の、関連しているんですけども、保育所運営費のところ。この前の説明の中で、児童数がふえているということは聞いておりますけれども、先ほど苦米地委員のほうからも福祉課長のほうからも、回答で90名が町外に出ているということですが、実際に待機児童はどのぐらいいるのか、その中身を教えてくださいたいと思います。

最後のもう1点は、48ページ、衛生費1項保健衛生費の備品購入費のところ、不法投棄監視カメラ、さっきも監視カメラが出てきたんですけども、これは、非常に私、興味深く見ているんですけども、どこに設置するのか、何台なのか、この金額で足りるものかどうか、その中身について説明いただきたいと思います。この3点です。

委員長(円子徳通君)

福祉課長。

福祉課長(川村政則君)

それではお答え申し上げます。

まず、高坂委員の2点、ご質問、福祉課のほうでお答え申し上げます。

39ページの負担金、補助及び交付金でございます。その中で、その中にあります、これ新規事業でございますけれども、臨時福祉給付金でございます。これにつきましては、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置とあわせ、低所得者に対する適切な配慮を行うために、暫定的、臨時的措置として給付措置を行うものでございます。これにつきましては、前の常任委員会でも説明いたしましたけれども、10分の10の補助となります。

それから、45ページをお開きください。保育所の運営経費でございますけれども、これは昨年来、26年度につきましても、昨年より入所者がふえてございます。予定では47名ほどふえる予定でございます。それに伴っての、現段階での六戸町の待機児童はゼロでございます。

以上です。

委員長（円子徳通君）

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

不法投棄監視カメラの件でございます。実は1基、計上してございます。設置場所といたしまして、不法投棄の多い場所、大曲から下田に抜ける道路の左側、宅地分譲したところがございますね、あそこと小松ヶ丘ニュータウンの中で非常に不法投棄の多い場所がございますので、使い回しで1台購入したいと思っています。単価につきましては、今、安く非常に性能がいいやつが出回っておりますので十分かと思っております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

4番、高坂委員。

4番（高坂 茂君）

よくわかりました。それで、監視カメラ、これ私も要望があればこれは考えてもらえるかどうか、そんな高くないから私は十分だと思うので。要するに、中身が映らなくてもいいんです、形だけでもいいと思うんですね。そういうのもひとつ考えてください。これは要望

ですので。

以上で終わります。

委員長（円子徳通君）

回答はいいですか。

4 番（高坂 茂君）

回答はいいです。

委員長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ここで暫時休憩をいたします。11時20分まで休憩いたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時19分）

委員長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

じゃ、5款と6款の質疑を受けます。

51ページから57ページまでであります。

質疑ありませんか。

3番、久田委員。

3 番（久田伸一君）

54ページの6款の3項の青年就農給付金についてお伺いします。とりあえず、5人ほどを見ているということですが、5人は大体目星がつきながら申請するだけの形なのか、それとも一からまた募集をして5人なり何ぼを見込んでいるのか、そこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

よろしくお願ひします。

委員 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

この5名分につきましては、ほぼ見通しのつくという見込みの計上でございます。

委員 長（円子徳通君）

3番、久田委員。

3 番（久田伸一君）

そのほかに、いろんな形で2人、3人と出てくれば、補正か何かでとりながらでも対応するという形なのか、それとも来年度さ向けてまたそういう形を追加していくというふうな形なのか、そこら辺の考え方をひとつお願いします。

委員 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

必要に応じて、申請のタイミングを見ながら補正対応していきたいと思っております。

3 番（久田伸一君）

後はよろしくお願ひします。以上です。

委員 長（円子徳通君）

ほかにございせんか。

6 番、川村委員。

6 番（川村重光君）

53ページの農業振興費であります。産業課長には何回も申しわけありません。13節町農業振興地域整備計画の策定業務とあります。この流れ、スケジュールとか、そういう内容かな、そういうどのような形で進んで、いつごろの結果が出てくるのか、まずそこを。

委員長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

農業振興地域の整備計画の見直しということにつきましては、まずもって、現在の農振地域の中の農用地区域、優良農地と言われる、こちらの分布が、地番と面積、きちんと精査しなければならない、また農用地区域についても、現況を初め、調査しなければいけない、そこから手をつけてまいります。それでもって、例えば新幹線であるとか高規格道路であるとか、それからその後の除外、編入に伴って、どのように面積が変わっていったかというのを精査していく。その上で図面におろす、データ化する。あわせて農業近代化施設であるとか基盤整備の状況であるとか、そういった将来計画もあわせて盛り込むと。そういったものを業者さんのほうに委託する部分は委託するというものでございます。

こちらの希望としては、年内中に仕上げたいなと思っております。

委員長（円子徳通君）

川村委員。

6 番（川村重光君）

策定でございますので、今後これからこういうことになるかと思いますが、農地の除外とか、そういうのも出てくると思います。農振がふえることはないと思いますが、除外のほうが多くなると思います。そこら辺はどう見ていましたでしょうか。六戸町の現状を考えますとさまざま、今回の事業の形が期待と、そういうのもあります。ただ、その農振となると

結構重要な課題だと思います。農地を守っていくのか、農家を守るのか、農家の資産というのも考えられると思いますので、そこら辺ちょっと回答をいただいて、どういう方向かできればお願いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

農振地域の除外につきましては、平成9年以来の見直しということになっておりますので、相当数の農地区域が、除外面積のほうがふえている可能性は高いです、正直言って。県・国の主導としては、できるだけ農地区域を減らすなという考え方が基本なんですけれども、じゃ果たしてふやせるかという部分が、非常にこれも検討しなければならないということで、正規な開発要素なりそういうものがあれば除外の理由も立つんですけれども、むやみな理由で一方的に除外というのは、国のほうでも非常に規制が厳しくて、農用地区域の確保が大前提となっております。ですから、そこは県側との調整になっていくと思っております。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

3回目の質問を許します。

6 番（川村重光君）

いずれ、この農地の現状を踏まえまして、何と言えいいんでしょうか、うまくやっていただきたい。農家の現状も考えますと、そういう声があったものですから、私も今、質問したわけでございます。よろしく申し上げます。

委員長（円子徳通君）

回答を求めますか。

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいま川村委員さんのほうから、農家のことも考えて、農地、この計画をつくっていただきたいというふうに承りました。まさしく読んで字のごとく、これは農業を振興するための整備計画というふうにご理解をしていただいて、農業投資をした過去において補助金とか、国の補助金、県の補助金、そういうもので農業投資をしたそういう地域については、非常に厳しい農業地域からの除外とか、そういうものについては厳しい制限がかかっています。それは今でもいます。ただ、その辺が開発との関連ということもあろうかと思いますが、第一義的には農業振興地域をどういうふうに守り、どう整備していくのか、そういう計画だというふうにご理解をいただければと思っています。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、高坂委員。

4番（高坂 茂君）

川村委員と関連します。副町長さんからも回答を得ました。

ほかに2点ほどです。

55ページ、5目の農地費です。農地整備事業、右下説明のところですね。1,400万円ぐらい計上しています。この前の説明の中で舗装工事と聞きましたけれども、農地とか農道とか、舗装が果たしてこれは妥当なのかどうか、どういった内容で予算が計上されているのかですね。

それと、戻りますけれども、さっきの53ページの川村委員。きのうの一般質問の中で、円子議員のほうから農業問題について質問がありました。その中で、産業課長さんのほうから回答がありました。農家の方々に説明会を開いていると。非常に私、よろしいことだと思います。中身がわからないんですね、どういった内容なのか。新聞報道なんかではいろんな農業政策、それから減反も今まで1万5,000円が7,500円になる、それはわかっています。2018年にそれも廃止になる、これもわかっています。農家の方々が、どういうふうこれから農業を営んでいこうか非常に苦慮していると思います。その中でどういった説明をしてきたのか。町長さんがきのう答弁もありましたけれども、まだ国・県のほうからのそういう伝達というんですかね、通知というんですかね、そういったのがまだ不確かな要素があるということで、これからそれに対応していくという話なんですけれども、今のところ、どうい

ったところまで農業者、それからこの大きなところは集積を担う、それから荒廃を防ぐということが2本立てだと思っんですね。きのうの農地と水の確保のためにも予算を計上するというので、私は中身は大体わかるんですけども、どういったことでこの説明をそういう農家の方々に説明していったのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

農地費の負担金補助及び交付金の中の農地整備事業なんですけど、この補助のタイトルがこういうふうになっておりまして、その中で農道の整備とかいろんな形でやっております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

新たな農業、農村政策の4つの改革ということで、これまでも農政局さんとか講師を呼んで、その都度わかっている時点での説明をやってきたところです。高坂委員おっしゃるとおり、農地中間管理機構であるとか経営所得安定対策の見直し、また水田フル活用の見直し、日本型直接支払制度の創設、これらはペーパーで読む限りは確かにうんうんとわかるんですけども、実際その方向性となると、やはり今の農家の自己判断といいますか、その自己責任において、こちら側としては制度の説明はいたします。その方向性についても、これとこれを政策比較すると所得が上がりますよとか下がりますよとか、そういったところまでは説明するんですけども、それ以上の、だからこういう取り組みをしてください、例えば飼料米に取り組んでくださいとか、これは取り組まないほうがいいとか、一様には言えない非常に流動的な部分もある政策ですので、そう言ってしまうと、じゃ指導何してんだとなりますけれども、現時点ではそういった制度の説明に終わるといっんですか。ですから、丁寧に説明しながら農家の判断を仰いでいるというふうなスタンスでございます。

3月17日も文化ホールで広く説明会を行う予定です。その小出しに農政局さんのほうから

制度の中身がわかりつつあるので、一気にわかるとは言えないんですけども、また4月以降、制度ごとに詳しいことが出たら、その都度伝達をしていきたいと考えます。

委員長（円子徳通君）

4番、高坂委員。

4番（高坂 茂君）

農地の整備事業についてはわかりました。山本産業課長さんのほうの回答は、今のところはそれぐらいしか言えないのかなとは理解できます。これからも、一番の問題はTPPというのがあるんですね。それに対処するために、農業者の強い基盤づくりということが政府の方針で、いろいろ手当てをしているわけだと思うんですけども、やはり農家の方々も一律にもう高齢化しているわけですね。そういったところで、もう我々の時代は終わりというのが大半だと思うんですよ、私の周りの方々を見ても。そういった場合、農地が荒れ放題になる、今まではみんなで草刈りとか道路の側溝とか、水路のそういったところは、自分たちでやってきたんですけども、もうできなくなると。そうすると、やはり人手が足りなくなって、お金をやりますからやってくださいみたいな制度だと思うんです。こうやって環境整備を保持していくということだと思うんですけども、それはそれで理解できるんですけども、そういった場合、農地に適さない、収量が上がらない、例えば沢田とかそういったところは荒れ放題になると思うんですね。そういったところもひとつ、弱者というんですかね、そういう農家の方々にも手だてができるように、ひとつ明るい材料として、そういったところも買い上げしたりできるような方策をぜひともとっていただきたい。まだまだ紆余曲折あると思いますけれども、この件は非常に大事だと思うので、ぜひとも頑張ってください。それと、きのう町長さんも言いましたように、臨時職員、この業務量が増大すると思いますので、そういったことも積極的に活用していただきたいと、これを要望して私は質問を終わりたいと思います。

委員長（円子徳通君）

回答は。

4番（高坂 茂君）

いいです。

委員長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

12番、苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

53ページの6款1項2目の19節、ここに日本さくらの会とあるんですが、今、実は、折茂町内では、今熊神社を改築してその周りに、年中咲いているというとおかしいですけども、春咲く桜、夏咲く桜、秋咲く桜、冬咲く桜ということで全国に募って、今、情報を集めてそういうものを植えようとしているわけなんですけれども、このさくらの会というのはひょっとしたら苗木でももらえるのかなというようなことで、聞かせていただきたいんですが、どういう会なんでしょうか。

委員長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

議員さんおっしゃるとおり、日本さくらの会は植樹活動とかへの補助事業なんかを行っております。毎回、希望調査とか来るんですけども、現時点でなかなか公共施設において植えるような場所が見当たらないということで、何年かは申し込んでいませんけれども、そういうご要望があれば協議の上、相談していきたいと思います。

（「ちょっと追加で」の声あり）

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、産業課長の申し述べたとおりでございますが、大体今、実際、日本さくら協会から青

森県に来ているのは、どのくらい来ているかわかりませんが、かつて450本ほどが青森県に
というのがありまして、実はそれを全部六戸町でこしはもらうということを県の林務課へ
行って話をつけてきたことがあります。ただ、野辺地の愛宕公園にも150本ほどよこしてく
れやということがありまして、本数は減ったんでありますが、そのときいただいて植えたの
が、今、館野公園にあるオオヤマザクラ、また、運動公園の周辺にずっと植えてあるのが当
時さくら協会からいただいた、それから何本か残った分が各小学校へと、公共的な意味合い
のところそれでいただいたやつは植えています。ですから、今年度も要望を出していると
来年必ず来るというものではないんですけども、一応桜の木を日本全国へということもあ
りまして、そういう事業があります。私どもとしては、いつかほとんど六戸が受けてやっ
たという経緯がありますので、また可能性もありますし、この間もらったからいいだろうと
いうふうに言われるかもしれませんが、公共的な場所のほうが多いものですから、一応、う
ちの町としてはお世話になったことがあるということをお知らせ申し上げます。

委 員 長（円子徳通君）

12番、苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

将来は六戸の名所となっているような、自信を持ってやっている事業でございますので。
関係者を相談によこしますので、ひとつよろしくご指導を受けたいと思います。よろしくお
願いいたします。

委 員 長（円子徳通君）

回答はいいですか。

1 2 番（苫米地繁雄君）

いいです。

委 員 長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

下田委員。

5 番（下田敏美君）

川村議員と重なるんですが、農業振興整備計画策定業務、産業課長、もう1回、私は、はっきり断言したほうが良いと思います。というのは、農振は簡単に除外できないよと。誰でも見直しするというか除外部分がいっぱい出てくると解釈するんですよ。川村議員も多分そういう解釈したと思いますよ。だから、農振は多分地域指定であって、地番指定じゃないでしょう。今、本当に見直しによって地番指定している。

（「地番指定です」の声あり）

5 番（下田敏美君）

前は確か地域指定だったんですね。だから今、地番指定にすると、そういうことを言って、簡単に除外しないで、今のまま、現在のままそう変わらないということをあなたから言ったほうが私は良いと思います。誰でも見直しするときは、いや、今の例えば半分になるんだとか、そういう期待を持つわけですよ。だからもう1回確認です。あなたの口から言ったほうが良いと思います。そう簡単にならないよと。今のままでやるよということを。

（「私でなくて産業課長から」の声あり）

委員長（円子徳通君）

産業課長ですか。

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

私どもの先ほどの答弁の中にもあったかと思うんですけども、基本的な同じ同等面積があると思います。よく4号線の、バイパスの周辺を例えば何メートルとか除外できないのかという……

（「45号」の声あり）

産業課長（山本晃広君）

45号線、45号の両側を除外できないのかとか、そういったご質問があるんですけども、はっきり言って具体的な開発計画がないとできません。ですから、除外できるものについては、本当に高速道路でとられたとか、そのために三角に少しだけ残ってしまったとか、そういう一団の土地と見なされないような、振興地域にふさわしくないようなものだけが除外対象になると思っております。ですから、下田議員さんがおっしゃるとおりの基本的な考え方でご理解いただきたいと思います。

委員 長（円子徳通君）

5番、下田委員。

5番（下田敏美君）

例えば、45号線を例に上げたからいいですけども、一般住宅はできないよとか倉庫業ならできるよとか、そういうふうに具体的な例を挙げてもう一回質問します。

委員 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（山本晃広君）

具体的な除外対象、その計画となり得るのは、流通施設とかガソリンスタンドとか、そういった特定の業種さん、大規模な工場を含めて、特定の事業に限ります。だとしても、例えば、50町歩ぐらいのど真ん中に、じゃそういうものを建てるとか、これについても、よほどの計画、吟味しないと許可にならないと思います。

委員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に7款と8款の質疑を受けます。

57ページから64ページまでであります。

質疑ありませんか。

12番。

12番（苫米地繁雄君）

62ページの8款2項3目道路新設改良費というのがあります。恐らくこの予算の中には入っていないんだと思いますけれども、先日、議会報告会でも問われましたけれども、町道官庁街の係争中の物件、どのように進んでいるのかお伺いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

お答えいたします。

この件については、昨年9月12日に調停の結果を皆さんに報告しております。その後、平成25年10月21日に青森地方裁判所十和田支部へ訴状の提出をしております。翌22日には、十和田支部のほうでこれを受理しております。その後3回、第1回目は25年12月3日、第2回目の期日は26年1月21日、第3回目は26年3月4日、3回これまでにやっております。4回目については、4月以降に行う予定でございます。内容については、まだ係争中でございますので、これについては控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（円子徳通君）

苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

内容については、それは詳しく述べなくてもいいんですが、もうみんなでしびれを切らし

で待っている物件でありますよ。ですから、いつぐらいに決着がつくものなのか、大体めどはついていないんですか、全く。早急に結論が出るような状況ではないということですか。まだまだかかるということですか。

委員 長（円子徳通君）

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

見通しということなんですが、係争の内容が、非常にお互いが対立しているという部分もありますので、見通しと言われましても、今のところはっきり申し上げまして、ありません。早ければ年度内かなという、これ見通しというんでしょうか。非常にそういう状況で、まだ双方がそれぞれのことを確認し合っているという現状でございます。

原告は町ですので、被告と今いろいろ書面でもっての打ち合わせをしている最中です。まだ、公判とかそういうふうなことは全然見通しとしてもありません。

（「わかりました」の声あり）

委員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1 番、杉山委員。

1 番（杉山茂夫君）

63ページ、8款土木費、3項住宅費、住宅施設費ということで、これは町営住宅の建設については、今年度で一旦終了しているという部分で予算上何もありませんので、それが1つです。

それから、もう一つが、先ほど歳入の部分で、実は土木費の国庫補助金ということで、社会資本整備交付金という部分で、実は公営住宅の補助ということで1,550万円ですか、その住宅の部分で使われている分があれなんですけれども、その辺の兼ね合いってちょっと私、わからないものですから、教えていただければと思います。

委員 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

ご回答します。

町営住宅の建設でございますけれども、館野の住宅、63戸を定めて平成22年度に長寿命化計画を策定し、進んでまいりました。最近、入居者の募集の申し込みの状況を見ますと、入居用件に欠く方々が最近多くて、入居に至らないケース等も多々見られております。また、町内の民間のアパート等が計画を策定していくから、19棟21世帯分のアパートが新たに建設になっております。そういうことを考えまして、今後、そういう民間のアパートの建設、貸し家等の棟数がふえておりますので、公営住宅のあり方として、また今後、いま一度見直していかなければならないのかなと思ひまして、来年度26年度は一時休止ということで予算は計上しておりません。

あと社会資本の補助金なんですが、1つは低廉化の住宅の補助金と新築の住宅の補助金のほうに充当されておりますので。

以上です。

1 番（杉山茂夫君）

わかりました。

委員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に9款と10款の質疑を受けます。

64ページから84ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番。

5番（下田敏美君）

65ページ、9-3-15ですね。消防ポンプ自動車製造請負工事、3,863万円ですが、第6分団と理解してよろしいですか。

委員長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

常任委員会の際にも申しましたけれども、第6分団の消防ポンプ車の更新とそれから屯所の改修工事という予定であります。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、母良田委員。

9番（母良田 昭君）

教育費、78ページ、生涯学習推進費の中の委託料、ふれあい昭陽館、これ管理委託料だと思うんですが、ふれあい昭陽館、近い将来、使われなくなるということで、これをどうするのか、町としてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（川村星彦君）

お答えします。

委員会でも説明したとおり、昭陽館については建物も相当古く、消防法においても多数の指摘事項をいただいております。現在、利用している2団体ございますけれども、この方に理解を得ながら、26年度の早いうちに閉館をし、その後は、建物は当分の間は壊さないでそのままで、水道等の維持管理費は停止したいと考えております。

委員長（円子徳通君）

母良田委員。

9 番（母良田 昭君）

きのうも一般質問でありましたけれども、統合によって、逆に昔からの財産がかなり入っているわけです。ですから、何とか閉館した後も保存の仕方を、町としても考えていただきたいなということでお願いをしておきます。

委員長（円子徳通君）

回答は。

9 番（母良田 昭君）

いいです。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、山本委員。

10 番（山本 実君）

68ページの13節の中の小松ヶ丘児童送迎バス運行業務とあるわけなんです、土木費のほうでお尋ねしようかなと迷ったんですけども、バスの業務でございますので、教育委員会のほうにお尋ねしたいんですが、大曲小学校のバスの発着場のロータリーの部分、県道との取り付けの部分において、県道が高いためにバスの底の部分、腹の部分が当たるといふような苦情が届いているかと思うんですが、これの改善はどのように考えているのか。

それから、先ほど休憩の時間に松村課長ともお話をいたしまして理解いたしましたけれども、その部分のU字溝の部分が段差のために穴があいたような状態で、大変危険であるというふうな話が届いていたかと思いますが、先ほど確認いたしましたら、それはきちっと直したよというふうなことで、安心していただけでありますけれども、このような危険な箇所、私も確認してあるんですけれども、万が一、スクールバスで通学した子供たちがそこに足を落としてけがをした場合、これは大変なことになるわけありますから、そのような危険な場所が確認されましたら、これはそっちの方、これはこっちの方というふうに双方言わないで、早目にその手当てをするべき事案であるというふうに思いました。昨年も、私も数回教育課のほうにも建設課のほうにもお話をいたしまして、それなりの時間がかかって、それを確認しましたらきちんとやりましたよというふうなことで、安心はしたわけありますけれども。今後、そういう箇所が出た場合に、早急に改善するようにお願いしたいと思います。

このバスの段差について、答弁お願いいたします。

委員長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（川村星彦君）

お答えいたします。

側溝は、委託業者からはっきり電話等は入っておりませんが、今、おっしゃるとおりかも含めて、業者と一緒に現場を見ながら対処してまいりたいと思います。

（「この業務の内容、項目の内容」の声あり）

委員長（円子徳通君）

小松ヶ丘児童送迎バス運行業務の内容もですか。

（「はい」の声あり）

委員長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（川村星彦君）

申しわけありません。この運行業務は、朝のスクールバス、町民バスを活用して運行しておりますけれども、小松ヶ丘地区については児童数が多いため、バスが間に合いません。なので、教育委員会のほうの委託で、業者さんに2台お願いして朝2台で2回、延べ4台で送迎を行っております。

以上で説明を終わります。

委員長（円子徳通君）

山本委員。

10番（山本 実君）

わかりました。

念のためにお尋ねしておきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、このU字溝等の段差があり、その管理は県ですか。県の管理だと思うんですが、例えば、そのようなところに子供が間違っただけで足を落とした、それが原因でけがをした。した場合に、この責任というのはどこにあるわけですか。子供が間違っただけで足を落としたから子供にあるというふうな考えでしょうか。その責任というものはどこにあるとお考えですか。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

側溝、道路等となれば、その道路の管理者が責任をとらなければならないと。

（「ケース・バイ・ケースだべ」の声あり）

建設下水道課長（松村 茂君）

ケース・バイ・ケースもありますけれども。

委員長（円子徳通君）

3回目の質問を許します。

10番（山本 実君）

そのケース・バイ・ケースというのは何だ。そうなってくるわけですよ。今の件は、結局、そのU字溝のふたというものが壊れて段差がある、危険だよ、直してくださいというようなことは、前に1回、2回のお願いをしているんじゃない、何回もお願いしてきたわけですよ。しかし、これも例えの話ですから、しかし、これはうちの担当じゃない、そっちじゃないのと、そっちに行くと、これはうちの担当じゃない、そっちじゃないかというふうなことで、それなりの時間がたつ。その間に、不注意でも何でもいいんですが、スクールバスで通学した子供がそこに足を落とした、さあ、けがをした、骨を折ったとなったときに、これは責任というものがどこにあるのだというお尋ねをしているんです。ケース・バイ・ケースということは何ですか、それは。子供が悪いケースがあるということですか。

委員長（円子徳通君）

町長に答弁をお願いします。

町長（吉田 豊君）

今、こちらのほうでケース・バイ・ケースというふうに申し上げましたが、今、山本委員さんが申し上げているように、道路の管理上のことは先ほど課長が申し上げたとおりでございます。ただ、そういう公共的な場所であっても、仮にその起きた状況がいたずらであったり、そういう場合があるという意味で、山本委員さんが申し上げた今の箇所に関してということではなく、いろんなケースがありますので、一概に全てその敷地であれば、県だとか町がということではないという意味でございます。今、それもまたこちらで話していたんですが、一応公共的な意味合いの場合においては保険等の関連もありますし、ただし、それにおいても余りにも勝手な行為でのものであれば、その管理者のほうだけでないということもあり得るものですから、道路やなんかで必ず事故起こしたら向こうのせいだとか、こういうあれがそうだというふうに言っても、その起きる状況による場合もありますよという意味でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(「まず、危険な箇所が」の声あり)

委員 長 (円子徳通君)

山本委員、3回質問終わっていますので。

(「あった場合に、関係ないでなく手当てをするというふうなことをぜひお願いをしておきたいと思います。終わります」の声あり)

委員 長 (円子徳通君)

よろしいですか。

ほかにございせんか。

12番、苫米地委員。

12番 (苫米地繁雄君)

これをしゃべらないと、教育長、怒られますよね。

10款、75ページ、4項1目19節、無形文化財保存会とあります。きのうも教育長のお話があったわけですが、鶏舞、駒舞、大黒舞、獅子舞、そして南部手踊り。南部手踊りは後継者がいないために今、休業というよりもなくなっている状況であります。この予算が各団体に、資料を見てもみますと、4万1,000円くらいの予算で活動されているんですね、各団体が。すると、それでは活動できないみたいで、各老健ホームとかそういうところに慰問に行ったりして、何か維持費を働いているような話をされました。教育長、何で15万9,000円という、9,000円というのはこれは何なんだという話を、そこでは冗談めいて話をしたわけですがけれども、余りにも少な過ぎる。町の無形文化財として指定して、本当に保存して継承していくというのであれば、もう少し考えてやってもいいのではないかと。最低、ここのぐらいのことはしゃべってくれということで頼まれてきましたので、ひとつこれに対してどういうお考えを持っているのかお聞かせしていただければありがたいです。

委員 長 (円子徳通君)

教育長。

教 育 長（櫻田泰弘君）

今、苫米地委員さんが言われたとおりでございます。4団体ともメイプルタウンフェスタとか老健施設等々、それから町民運動会、生涯学習フェスタ等々、いろんな町の行事に参加いただいております。そのことには本当に感謝しております。この金額は、また団体と相談しながら、どういう方法がいいのか詰めながら、来年度に向けて準備を始めたいと思っております。よろしく申し上げます。

委 員 長（円子徳通君）

12番。

1 2 番（苫米地繁雄君）

くれぐれもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

これ、慰問するにもただメンバーをそろえてわーっ行って慰問しているんじゃないんですよ。ほとんどこの駒舞をしている人たちは消防団員が入っているんですよ。そうすると、自分たちが慰問している間にサイレンが鳴ったりなんかすると大変だと。ですから、消防にちゃんと届けを出して、そういう作業までして慰問しているということも承知しておいていただきたいと思います。

以上です。回答ありません。

委 員 長（円子徳通君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に11款から歳出最後の13款までの質疑を受けます。

84ページから85ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書について質疑を受けます。

ページ数は87ページから99ページまでです。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成26年度六戸町一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程を終わります。

次の本委員会を3月13日午前10時より本会議室に招集いたしますから、本席より告知いたします。

これをもって本日の予算特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会（午後 0時02分）